

# 国立大学法人への地方公務員派遣

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令 令和2年3月27日施行)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

一般職の地方公務員を職員として国立大学法人へ派遣することはできない。

### 特例措置

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく国立大学法人への派遣を可能とする。

### 効果

- ・ 職員の派遣に関する統一的なルールを確立し、職員の派遣の適正化、手続きの透明化等を図る。
- ・ 地方公共団体と大学の身分を併せ持つ職員として、コーディネーター機能を発揮することで、官学の協働事業に新たな付加価値を創発  
→ **地域の産官学連携を促進**

## 規制改革の概要

### <事業の概要>

国立大学法人への一般職の地方公務員の派遣が可能  
国立大学法人 一般職 地方公務員

